注　「総数量」とは、統一システムの第二〇〇九・一一号及び第二〇〇九・一九号並びに第二〇〇九・一二号に分類される原産品についての割当数量の合計をいう。ただし、総数量を計算するに当たっては、統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される原産品についての割当数量を統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される産品の相当量に換算する。その換算に当たっては、統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される産品の一メートル・トンは、統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される産品の五メートル・トンに相当するものとする。

(b)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

年	表2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品の枠内税率	表2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品の枠内税率	表2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品の枠内税率
八年目（二〇一二年）	一一・四％	一三・四％（その率が一キログラムにつき一〇円三四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	九・五％
九年目（二〇一三年）	一〇・一％	一一・九％（その率が一キログラムにつき九円一八銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	八・四％
一〇年目（二〇一四年）	八・八％	一〇・四％（その率が一キログラムにつき八円二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	七・四％
一一年目（二〇一五年）	七・五％	八・九％（その率が一キログラムにつき六円八六銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	六・三％
一二年目（二〇一六年）	六・三％	七・四％（その率が一キログラムにつき五円七〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・三％

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d)　両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

7

協定附属書一第二節の注釈に次の33を加える。

33　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　八年目（二千十二年）については、五十メートル・トン
(ii)　九年目（二千十三年）については、六十メートル・トン
(iii)　十年目（二千十四年）については、七十メートル・トン
(iv)　十一年目（二千十五年）については、八十メートル・トン
(v)　十二年目（二千十六年）については、九十メートル・トン

(b)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、二十五パーセント又は一キログラムにつき十二円五十銭の従量税率のうちいずれか高い税率とする。

8

次の表は、協定附属書一第二節の日本国の表の対応する部分に代わる。

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
○二〇一・二〇	その他の骨付き肉			
	四分体のもの			
○二〇一・三〇	その他のもの＊		Q	1
○二〇二・二〇	骨付きでない肉＊＊		Q	1
○二〇二・三〇	その他の骨付き肉＊＊		Q	1
	骨付きでない肉			
○二〇三・一二	ロインのもの＊＊		Q	1
	かた、うで及びもものもの＊＊		Q	1
	ばらのもの＊＊		Q	1
	その他のもの＊		X	
○二〇三・一九	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）			
	いのししのもの			
	その他のもの			
○二〇三・二二	その他のもの＊		Q	1
	いのししのもの			
	その他のもの＊		Q	1
○二〇三・二九	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）			
	いのししのもの			
	その他のもの＊		Q	2
○二〇六・一〇	いのししのもの			
	その他のもの＊		A	2
	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	臓器及び舌＊＊＊		Q	2
○二〇六・二一	その他のもの		A	2
○二〇六・二二	舌＊＊＊		Q	2
○二〇六・二九	肝臓＊		A	2
	その他のもの			
	頬肉及び頭肉＊＊＊		Q	1
	その他のもの			
	臓器＊＊＊		Q	1
	その他のもの＊		X	